

## 台東区産業情報ニュース「Networkたいとう」広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、台東区広告事業実施要綱(平成19年3月22日付18台総広第136号)第5条及び第6条の規定に基づき、産業振興課が発行する産業情報ニュース「Networkたいとう」(以下「Networkたいとう」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 広告媒体は、「Networkたいとう」とする。

### (広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、「Networkたいとう」の2面及び3面の欄外並びに4面下2段とする。

### (広告の規格)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

広告名	規格(縦×横)	掲載頁
1号	60×58ミリメートル 4色カラー	4頁
2号	60×119ミリメートル 4色カラー	4頁
3号	60×180ミリメートル 4色カラー	4頁
4号	60×241ミリメートル 4色カラー	4頁
5号	10×241ミリメートル 白黒	2頁・3頁

### (広告掲載料の額)

第5条 掲載1回当たりの広告掲載料は、次のとおりとする。

広告名	掲載料
1号	40,000円
2号	80,000円
3号	120,000円
4号	160,000円
5号	10,000円

#### 付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。